用については、第一条第一項中「第三条の三第一項第五号」とあるのは「第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の三第一項第五号」と、「法第三条の七第一項」とあるのは「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の七第一項」と、同条第二項中「法第三条の三第一項」とあるのは「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の三第一項」と、第一条の二第一項中「法第三条の四第一項」とあるのは「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の四第一項」と、「第一種事業に」とあるのは「都市計画第一種事業に」と、同項第一号及び第四号中「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条第二項中「法第三条の四第一項」とあるのは「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の四第一項」と、同項第一号中「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条第一項中「法第三条の九第一項」とあるのは「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の九第一項」と、同項第一号中「第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、同項第二号中「第一種事業」とあるのは「都市計画第一種事業」とする。

第二十条の見出しを削り、同条中「法第四十条第一項の」を「法第三十八条の六第一項及び第四十条第一項の」に、「第一条から前条まで」を「第一条の五から第十九条まで」に、「前条第三項」を「第十九条第三項」に、「第一条及び」を「第一条の五第一項中「法第五条第一項第八号」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第五条第一項第八号」と、「法第三条の七第一項」とあるのは「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の七第一項」と、同項第二号中「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第三号中「法第三条の二第一項」とあるのは「法第三十八条の六第三項により読み替えて適用される法第三条の二第一項」と、同条第二項中「法第三条の三第一項第八号」とあるのは「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第五条第一項第八号」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同項第四号中「事業者」とあるのは「都市計画対象事業」と、「第一条の六及び」に、「「第七条」を「「法第七条」に、「「第四十条第二項の」を「「法第四十条第二項の」に、「法第七条の二第一項」と、同条中」を「法第七条の二第一項」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、」に、「法第七条の二第四項」と、同条中」を「法第七条の二第四項」と、」に改め、「法第十一条第三項」と」の下に「、第四条の三「法第十四条第一項第九号」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十四条第一項第九号」と」を加え、「、同項中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（都市計画対象事業の環境保全措置等の報告等についての読替え）

第二十一条　法第四十条の二の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第十九条の二から第十九条の四までの規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、第十九条の二中「法第三十八条の二第一項」とあるのは「法第四十条の二の規定により読み替えて適用される法第三十八条の二第一項」と、第十九条の三中「法第三十八条の三第一項」とあるのは「法第四十条の二の規定により読み替えて適用される法第三十八条の三第一項」と、「事業者」とあるのは「都市計画事業者」とする。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

告　示

○法務省告示第四百四十三号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町村長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十四年十一月十日から効力を生ずる。

平成二十四年十月二十四日

法務大臣　田中　慶秋

山口県熊毛郡上関町長

北海道虻田郡留寿都村長

○厚生労働省告示第五百五十号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第一項の規定により、平成二十四年十月二十四日付けで次の法人を同項に規定する在宅就業支援団体として登録したので、同条第二十二項第一号の規定に基づき公示する。

平成二十四年十月二十四日

厚生労働大臣　三井　辨雄

在宅就業支援団体の名称	在宅就業支援団体の住所	代表者の氏名	在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地
社会福祉法人維雅幸育会	三重県伊賀市予野九五四番地	前田　俊二	三重県伊賀市菖蒲池一八四八―一

○農林水産省告示第二千三百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十月二十四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡東吉野村大字麥谷九二六の一・九四七の二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、九二六の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び東吉野村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十月二十四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　大分県日田市前津江町柚木字カラ谷五一六、五二〇、大字羽田字馬尻五九一の一（次の図に示す部分に限る。）、五九一の三、五九四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十月二十四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　大分県竹田市大字竹田字魚住九三九、九四二の一、九四二の二、九四八、九七七、九九二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）